

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年9月11日

長野県長野技術専門校長 小林 計正

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達する物品等及び数量

自動制御実習システム 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

## (3) 納入期限

平成15年10月17日

## (4) 納入場所

長野県長野技術専門校

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野県長野市篠ノ井布施五明755-2

長野県長野技術専門校 管理課

電話 026 (292) 2341

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年9月24日（水）午後5時

イ 場所 長野市篠ノ井布施五明755-2

（郵便番号 388-8011）

長野県長野技術専門校

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月25日（木）午前11時

イ 場所 長野県長野技術専門校 会議室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (7) 契約書の作成の要否

必要です。

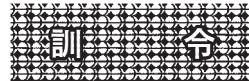
## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は入札説明書のとおりです。

**産業活性化・雇用創出推進局**

**長野県訓令第13号****麻薬取締員**

麻薬司法警察手帳規程（昭和28年長野県訓令第22号）の全部を次のように改正し、平成15年10月1日から施行します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中 康夫

**麻薬取締員証規程**

## (目的)

第1条 この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

## (麻薬取締員証)

第3条 麻薬取締員証の様式は、別記様式のとおりとする。

## (身分証及び記章の提示)

第4条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

## (麻薬取締員証の携帯)

第5条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証が紛失することのないように特に留意しなければならない。

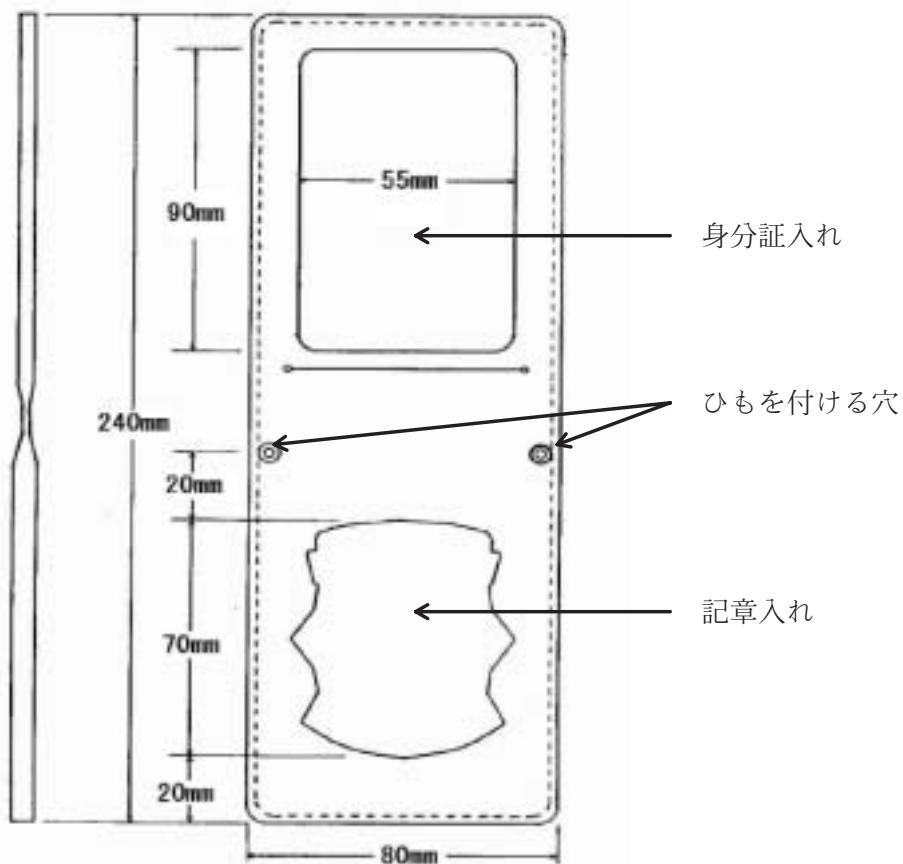
3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

## (届出)

第6条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(別記様式) (第3条関係)

(本体)



(身分証)



(記章)



- (備考) 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、県印及び知事印を押すものとする。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色で、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

薬務課